

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人群馬大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

○役員報酬規則に定める期末特別手当(ボーナス)において文部科学省国立大学法人評価委員会の本学に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で経営協議会の議を経て学長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額とすることができるとし、業績を反映させられるようにしている。

○群馬大学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献することを基本理念に掲げ、教育研究拠点としての確固たる地位を確立し、今後さらに社会的使命を果たしていくとともに、新たな時代に適応すべく様々な改革を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、群馬大学の学長は、職員数約2,173名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

群馬大学の学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

群馬大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。また、国家公務員の給与の改定や臨時特例に関する法律に準拠し、平成24年7月1日から本給月額等を減じて支給する改正を行っている。

H24年度の給与水準公表での各国立大学法人の長(85大学)平均年間報酬が1,642万円であり、H24年度の群馬大学の学長の年間報酬は1,649万円であることを勘案してみても、他の国立大学法人とほぼ同一水準であると考えられる。

以上、職務内容の特性や他国立大学法人等との比較を踏まえると、群馬大学の学長の報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	15,938	11,423	4,172	342 (地域手当)			
A理事	12,623	9,030	3,298	270 (地域手当) 24 (通勤手当)			
B理事	12,971	9,030	3,298	270 (地域手当) 24 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)			
C理事	11,204	7,795	2,916	233 (地域手当) 24 (通勤手当) 233 (人事交流手当)			◇
D理事	12,947	9,030	3,298	270 (地域手当) 348 (単身赴任手当)			
A監事	11,332	7,795	2,847	233 (地域手当) 106 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)			
B監事 (非常勤)	2,132	2,108	0	24 (通勤手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

注3:「人事交流手当」とは、人事交流により採用になり、採用前後の事業所間の距離及び採用前の住居と採用後の事業所間の距離が60km以上である役員に支給しているものである。

注4:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

本学における業務の効率化に伴う人件費削減を踏まえて、人的資源の効率的運用と効率分配を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表及び一般社団法人国立大学協会が作成した参考給与表を参考とし、社会一般の情勢に適合すべく、毎年の人事院勧告を考慮して、かつ、運営費交付金の状況を踏まえて、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期及び12月期)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額:昇格	勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数又は必要在級年数を有している職員について、その職務に応じて、原則として1級上位の級に決定することができる。
俸給月額:降格	勤務成績が不良な職員について、下位の級に決定することができる。
俸給月額:昇給	毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じた昇給区分により行う。
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

○昇給抑制の号俸回復

平成24年8月の人事院勧告を受け国家公務員がこれまで抑制してきた号俸の一部を回復したことを考慮し、本学においても同様の措置を行った。

・実施日:平成25年4月1日

・内容:平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員に対しては最大1号俸回復。

○55歳超教職員の昇給を抑制

国家公務員の給与は人事院の国会及び内閣に対する職員の給与の改定に関する勧告(平成24年8月8日)に鑑み55歳を超える一般職員の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講ずる必要があるとされ、給与法が改正された。(平成25年法律第52号(平成26年1月1日施行))本学では①国立大学法人法第35条の規定により準用する独立行政法人通則法第63条第3項に、「給与及び退職手当の支給基準は、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない」とされていること②本学教職員に支給する給与の財源は運営費交付金であることから給与法改正に準拠して改正を行った。

・実施日:平成26年1月1日

・内容:55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあつては、57歳)を超える教職員の昇給は、その者の勤務成績が極めて又は特に良好である場合に限り、行うものとする。

○一時金の支給について

教職員の勤労意欲を高めるため、学長が特に必要と認める場合に一時金を支給できるよう整備を行った。

・実施日:平成26年1月1日

・内容:俸給及び諸手当のほか、学長が特に必要と認めるときは、学長が認める方法により一時金を支給することができる。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1752人	41.2歳	5,826千円	4,454千円	65千円	1,372千円
事務・技術	304人	43.4歳	5,146千円	3,922千円	88千円	1,224千円
教育職種 (大学教員)	698人	47.3歳	7,517千円	5,701千円	78千円	1,816千円
医療職種 (病院看護師)	526人	34.1歳	4,323千円	3,350千円	37千円	973千円
技能・労務職種	1人					
教育職種 (附属高校教員)	24人	37.3歳	6,471千円	5,031千円	77千円	1,440千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	46人	36.4歳	5,929千円	4,605千円	76千円	1,324千円
医療職種 (病院医療技術職員)	152人	35.6歳	4,504千円	3,489千円	52千円	1,015千円
その他医療職種 (医療技術職員)	1人					
任期付職員	15人	39歳	6,455千円	6,455千円	22千円	0千円
教育職種 (大学教員)	15人	39歳	6,455千円	6,455千円	22千円	0千円
非常勤職員	65人	34.1歳	4,104千円	3,746千円	50千円	358千円
事務・技術	15人	44.7歳	3,070千円	2,330千円	63千円	740千円
医療職種 (病院医師)	42人	27.2歳	4,144千円	4,144千円	37千円	0千円
教育職種 (大学教員)	8人	50.3歳	5,837千円	4,315千円	97千円	1,522千円

注1: 常勤職員については、在外職員、再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラー技士、水道手、実験助手、看護助手、調理師及び技能員を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」とは、本学においては附属特別支援学校教員を示す。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 常勤職員の「医療職種(病院医師)」については、該当者がいないため、記載を省略した。

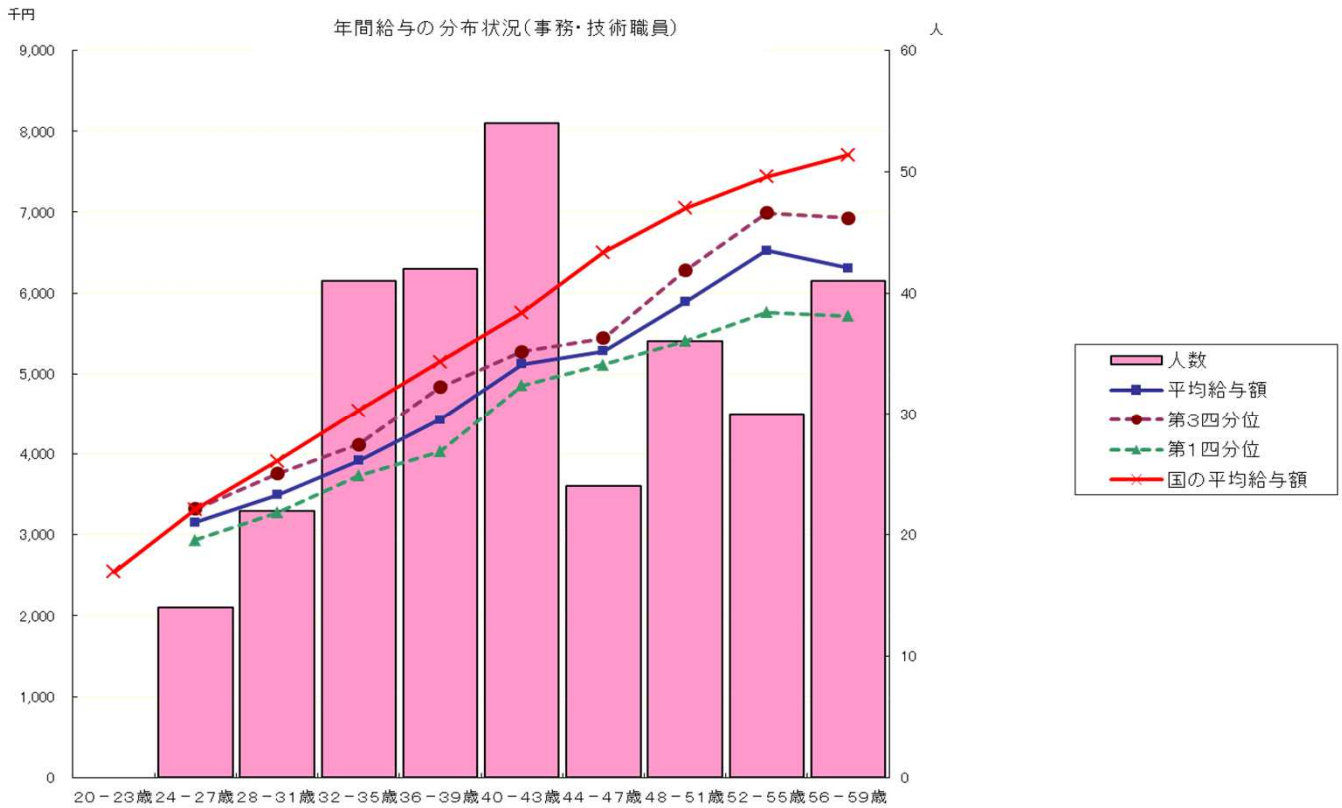
注6: 常勤職員の「技術・労務職種」、「その他医療職種(医療技術職員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7: 在外職員については、該当者がいないため、記載を省略した。

注8: 再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注9: 非常勤職員の「医療職種(病院看護師)」、「教育職種(附属高校教員)」、「教育職種(附属義務教育学校教員)」、「医療職種(病院医療技術職員)」及び「技能・労務職種」については、該当者がいないため、記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

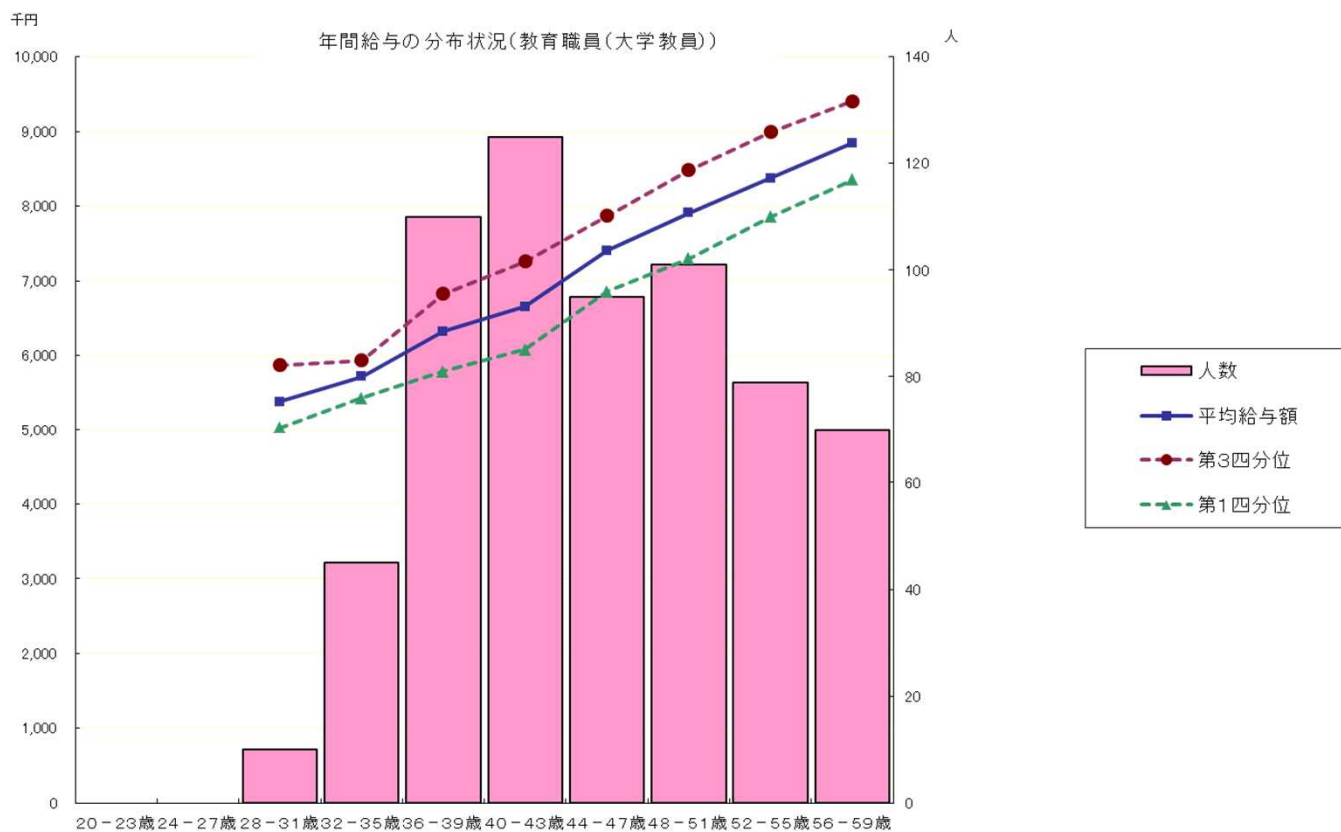
注2:年齢20～23歳については、該当者なし。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	6	55.2	7,416	8,580	9,713
課長	19	52.3	6,880	7,381	7,755
課長補佐	38	53.6	5,985	6,505	6,882
係長	118	45.6	5,003	5,246	5,601
主任	49	39.7	4,048	4,484	4,942
係員	74	33.7	3,277	3,513	3,766

注1:「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

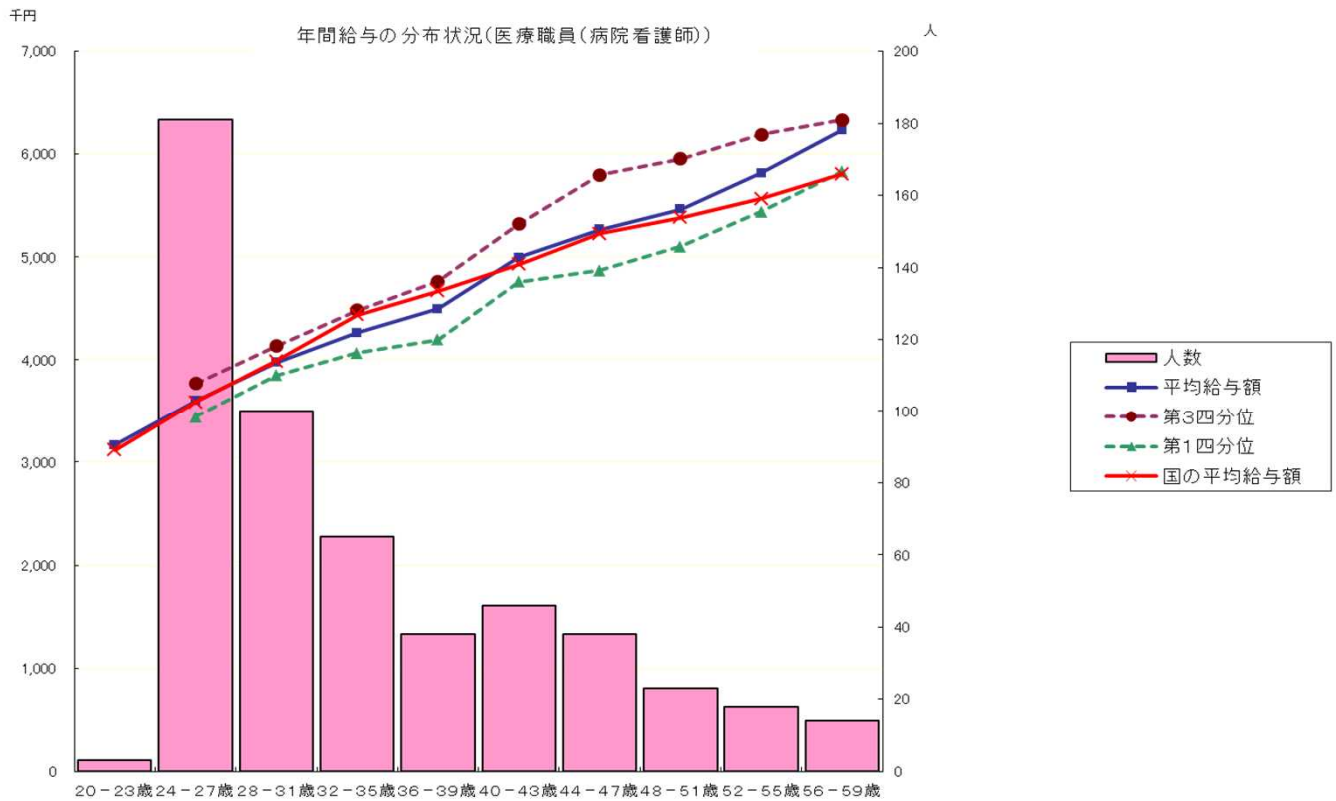
注2:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「副事務長」を含む。



注: 年齢20～23歳、24～27歳については該当者なし。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円	
代表的 職位	教授	216	55.2	8,332	8,938	9,549
	准教授	178	48.2	7,035	7,477	7,943
	講師	71	44.6	6,679	7,118	7,659
	助教	228	39.9	5,682	6,138	6,656
	助手	5	44.1	4,516	5,112	5,885



注:20~23歳については、該当者3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的 職位	看護部長	1		—	—	—
	副看護部長	4	52.5	—	6,748	—
	看護師長	29	50.2	5,795	5,993	6,158
	副看護師長	61	42.7	4,753	5,234	5,727
	看護師	431	31.6	3,590	4,006	4,263

注1:看護部長、副看護部長の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	課長
人員 (割合)	304 人	13 (4.3%) 人	76 (25.0%) 人	130 (42.8%) 人	41 (13.5%) 人	30 (9.9%) 人	10 (3.3%) 人
年齢 (最高～最低)		44～24 歳	56～26 歳	59～34 歳	59～47 歳	59～39 歳	59～44 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		2,989～ 2,067 千円	3,374～ 2,313 千円	4,428～ 2,899 千円	5,340～ 3,914 千円	5,932～ 4,365 千円	6,471～ 5,378 千円
年間給与額 (最高～最低)		3,836～ 2,705 千円	4,381～ 3,053 千円	5,827～ 3,819 千円	6,901～ 5,237 千円	7,741～ 5,921 千円	8,433～ 7,209 千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	3 (1.0%) 人	1 (0.3%) 人	該当者なし	該当者なし
年齢 (最高～最低)	56～50 歳			
所定内給与年額 (最高～最低)	7,503～ 6,224 千円			
年間給与額 (最高～最低)	10,122～ 8,396 千円			

注:8級における該当者は1人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	698 人	3 (0.4%) 人	230 (33.0%) 人	72 (10.3%) 人	177 (25.4%) 人	216 (30.9%) 人	該当者なし 人
年齢 (最高～最低)		42～40 歳	62～28 歳	62～31 歳	64～32 歳	64～41 歳	
所定内給与年額 (最高～最低)		3,578～ 3,324 千円	5,924～ 3,493 千円	7,269～ 3,746 千円	6,825～ 3,842 千円	8,692～ 5,124 千円	
年間給与額 (最高～最低)		4,691～ 4,396 千円	7,384～ 4,670 千円	9,212～ 4,947 千円	8,910～ 5,193 千円	11,577～ 6,931 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護師長 看護師長	看護部長 副看護部	看護部長
人員 (割合)	526人	該当者なし	431人 (81.9%)	61人 (11.6%)	31人 (5.9%)	2人 (0.4%)	1人 (0.2%)
年齢 (最高～最低)			57～23歳	59～31歳	59～37歳		
所定内給与年額 (最高～最低)			4,760～ 2,432千円	4,767～ 3,270千円	5,163～ 4,031千円		
年間給与額 (最高～最低)			6,174～ 3,121千円	6,231～ 4,144千円	6,660～ 5,328千円		

区分	7級
標準的な職位	看護部長
人員 (割合)	該当者なし
年齢 (最高～最低)	
所定内給与年額 (最高～最低)	
年間給与額 (最高～最低)	

注:5級、6級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.8	65.7	64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.2	34.3	35.7
	最高～最低	51.9～33.6	48.9～30.7	47.2～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.1	66.4	65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9	33.6	34.7
	最高～最低	43.0～33.0	40.2～30.2	38.1～31.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9	65.4	63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.1	34.6	36.3
	最高～最低	51.2～34.3	42.7～31.7	47.0～32.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	66.5	65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0	33.5	34.7
	最高～最低	43.0～32.4	40.2～29.6	41.5～31.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.1	63.0	61.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.9	37.0	38.4
	最高～最低	46.1～35.5	42.7～32.9	44.3～34.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.4	66.1	64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6	33.9	35.2
	最高～最低	43.0～32.6	40.2～29.9	40.2～31.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.6
95.8

対他の国立大学法人等

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

100.0
94.1

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.0

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 85.6	
	参考	地域勘案 92.3 学歴勘案 85.8 地域・学歴勘案 92.4
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 28.3% (国からの財政支出額 12,405百万円、支出予算の総額 43,749百万円:平成25年度予算) 【検証結果】 指数の状況から、給与水準は適正であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算) 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

注:累積欠損額の検証結果について、累積欠損額が0円のため、記載は省略した。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 100.0	
	参考	地域勘案 99.6 学歴勘案 101.4 地域・学歴勘案 100.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本学では特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した減額をしているが、人材確保の必要性から特別手当として支給することにより、離職の抑制を図ったことが要因である。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 28.3% (国からの財政支出額 12,405百万円、支出予算の総額 43,749百万円:平成25年度予算) 【検証結果】 指数の状況から、給与水準は適正であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算) 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

注:累積欠損額の検証結果について、累積欠損額が0円のため、記載は省略した。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.7

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは、教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,530,256	千円 10,619,935	千円 (%) △ 89,679 (△0.8%)	千円 (%) △ 432,201 (△4.0%)
退職手当支給額 (B)	千円 868,056	千円 1,393,283	千円 (%) △ 525,227 (△37.7%)	千円 (%) △ 153,305 (△15.0%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,729,905	千円 2,428,209	千円 (%) 301,696 (12.4%)	千円 (%) 448,738 (20.0%)
福利厚生費 (D)	千円 2,200,577	千円 2,060,438	千円 (%) 140,139 (6.8%)	千円 (%) 343,708 (19.0%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,328,794	千円 16,501,865	千円 (%) △ 173,071 (△1.0%)	千円 (%) 206,940 (1.0%)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員にかかる費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

○給与、報酬等支給総額

俸給月額や諸手当の特例法による減額について、前年度は年度途中の7月から行ったが、当年度は年度当初から一年間行ったこと。一方、医師確保に資するため、診療又は診断業務に従事する専任の教員等に対し一時金を平成26年1月に支給したこと。以上により、全体としては、対前年度比0.8%減少した。

○退職手当支給額

本学では、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、退職手当の期間調整率の段階的な引下げを行い、かつ、前年度と比較して退職者(定年退職、任期満了等)数が減少したため(前年度113人→当年度90人)、全体としては対前年度比37.7%減少した。

○非常勤役職員等給与

医師確保に資するため、診療業務に従事する寄付講座教員、医員、シニアレジデント、臨床研修医に対し、一時金を支給したこと。また、病院において看護補助者の配置による勤務医の負担軽減等を図るため、技能補佐員(看護補助者)を79名増員したこと。以上により、全体として対前年度比12.4%増加した。

○最広義人件費

非常勤役職員等給与が12.4%、福利厚生費が6.8%それぞれ増加したが、退職手当支給額が37.7%減少したことにより、全体としては対前年度比1.0%減少した。

○本学では、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、退職手当の期間調整率の段階的な引下げのため、役員退職手当規則および教職員退職手当規則の改正を行った。

- ・実施期間:①平成25年1月1日～平成25年9月30日
- ②平成25年10月1日～平成26年6月30日
- ③平成26年7月1日以降

・内容:期間調整率を、実施期間ごとに①98/100、②92/100、③87/100と段階的に引下げ、支給することとした。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。